

事務連絡
令和5年3月30日

都道府県
各市町村 婦人保護事業主管課（室）御中
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る
都道府県基本計画等の策定について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）については、令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されることとなります。

法第8条において、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に則して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を定めることが義務づけられているほか、市町村（特別区含む。以下同じ。）においても、基本方針に則し、かつ都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めることが努力義務として規定されているところです。

今般、都道府県基本計画及び市町村基本計画の策定にあたり参考となるよう、別添のとおり「基本計画イメージ」を作成したため、必要に応じてご活用いただきますようお願いいたします。

別添：基本計画イメージ

〇〇県 困難な問題を抱える女性への支援
のための施策の実施に関する基本的な計画

令和〇年〇月

〇〇県

<目次>

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	1
1. 基本的な考え方	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
2. 現状及び課題	1
(1) 現状	1
(2) 課題	3
3. 基本目標	5
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	6
1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容	6
2. 支援の体制	7
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	9
1. その他の支援施策	9
2. 基本計画の見直し	9

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

<記載例>

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立した。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示された。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

<記載例>

法第8条第1項に基づき策定するものである。

(3) 計画の期間

※ 計画期間を記載

※ 基本方針は令和6年度から令和10年度の5年間だが、他の計画との兼ね合い等により、必ずしも一致させる必要はない。

2. 現状及び課題

(1) 現状

※ 女性相談支援センター（旧婦人相談所）（一時保護所を含む）、女性相談支援員（旧婦人相談員）、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）における現状（相談対応件数や相談内容など）や管内の民間団体の状況など課題の分析に必要なものを記載

< 記載例 1 >

- 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の利用者の状況等

県内の女性相談支援センター（旧婦人相談所）は、令和5年4月1日時点で●か所設置している。

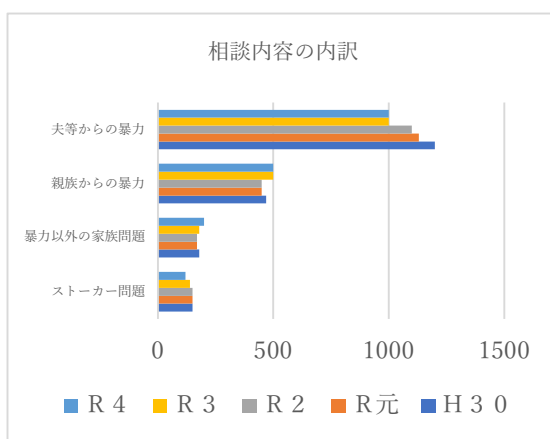
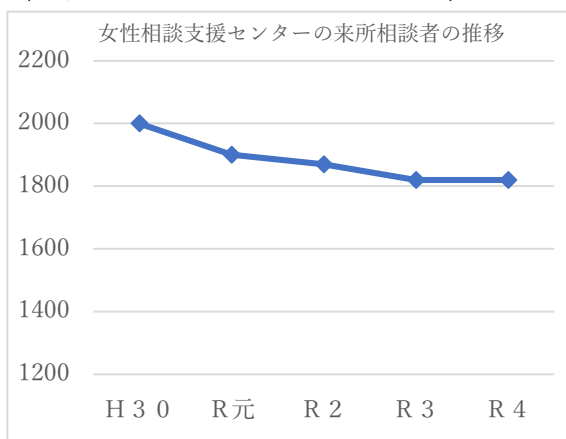
令和4年度中に来所相談に訪れた女性は●人（実人数）になっており、その相談内容の内訳は・・・、相談者の年代は・・・と＜傾向等を記載＞になっている。

また、令和4年度中に一時保護された女性は●人、その同伴家族は●人になっている。

一時保護された女性の保護理由の内訳は・・・、年代は・・・と＜傾向等を記載＞になっている。同伴家族の内訳としては、＜傾向等を記載＞になっている。

令和4年度中に一時保護されたもののうち一時保護委託の件数は●件となっており、主な委託先としては、民間シェルターで●件、母子生活支援施設で●件となっている。

（必要に応じてグラフ等を追加）



< 記載例 2 >

- 困難な問題を抱える女性への支援にあたり協働が可能な民間団体及びその活動の状況

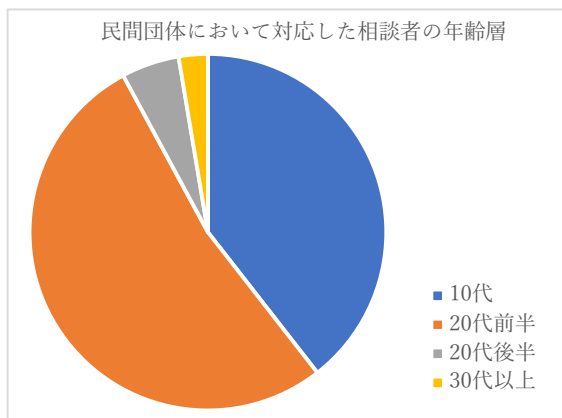
県内で困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は、令和5年4月1日時点で○団体（団体名等）となっており、○○を対象として、○○や○○といった支援を行っている。

令和4年度における、民間団体での相談対応件数は○件（実人数）になっており、その相談内容の内訳は・・・、相談者の年代は・・・と、＜傾向等を記載＞になっている。また、居場所の提供を行ったケースは

〇〇件であり、対象者の年代は・・・、支援が必要となった理由は・・・である。

(必要に応じてグラフ等を追加)

困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体	
団体名	取組内容等
〇〇〇	・・・
・・・	・・・
・・・	・・・
・・・	・・・
・・・	・・・



(2) 課題

※ 現状から分析した課題を記載

例えば、以下のような項目について分析し、課題を検討することが考えられる。

- a. 支援対象として十分に発見されていない女性の有無
- b. 支援施策等の認知度
- c. 相談件数に対する支援体制の適否（女性自立支援員の人数等）
- d. 相談者のニーズに応じた支援体制の適否（若年層への対応や他施策との連携等）
- e. 一時保護件数や施設入所者数の適否（入所要件等ハードルが高いものになっていないか、支援を受けさせることを躊躇している要因等ないか等）
- f. 民間団体等との協働の適否

< 記載例 1 >

- 民間団体に対し、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けなかったという声が多数寄せられている。

また、婦人相談所の来所する女性のほとんどが 30 歳以上の女性となっていることから、特に 10 代又は 20 代の支援を必要とする女性の把握ができていないことが考えられる。

<記載例 2 >

- 管内の一時保護件数の推移を見ると、平成●年度の●件から、令和 4 年度は●件と減少している。減少の背景については、相談件数そのものは増加していることや、支援対象者から●●という声があったこと、厚生労働省が行った「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」(平成 30 年 3 月) 等より、ニーズが減少していることが理由ではなく、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」などの理由により、行政による支援を受けることが敬遠されていることが考えられ、支援への抵抗感を低減させることが課題である。

<記載例 3 >

- 管内の女性自立支援施設(婦人保護施設) ●●の入所状況については、令和 4 年度は○名となっており、入所率は○○と低い状況が継続している。また、入所が検討されたものの最終的に入所に至らなかったケースが●件あり、その理由としては●●等があったことから、●●を改善する必要があると考えられる。加えて、婦人保護施設●●の退所者について、退所後の生活状況の把握が十分にできておらず、退所後のアフターケアを適切に行うことができる体制を作ることが課題と考えられる。

<記載例 4 >

- 管内には、困難を抱える女性の支援を行う民間団体の数が極めて少ないが、近接領域において、○○の支援を行っている団体が存在する。これらの団体の活動と協働して●●を対象とする支援を進める必要があるとともに、国の予算事業も活用しつつ、民間団体の立ち上げ支援を行う必要がある。

3. 基本目標

- ※ 「2. の現状・課題」を踏まえた目標を記載。
例えば、以下のような目標を検討することが考えられる。
- a. 女性相談支援センターの設置数
 - b. 女性相談支援員の配置人数
 - c. 女性自立支援施設の設置数
 - d. 女性自立支援施設の定員数
 - e. 協働する民間団体数
 - f. 支援調整会議設置市町村数
 - g. 相談支援担当者職員の研修受講率
 - h. 相談窓口の認知度
 - i. 相談支援等の満足度

<記載例 1>

- 人口1万人以上のすべての市町村について、法施行後3年以内（令和8年度末まで）に女性相談支援員を配置することを目標とする。
なお、人口1万人を下回る市町村については、県の女性相談支援員がカバーするものとする。

<記載例 2>

- 困難な問題を抱える女性に対する支援を担う民間団体の発掘・育成に努め、法施行後3年以内（令和8年度末まで）に、●団体において若年被害女性等支援事業に取り組む。

<記載例 3>

- 令和○年までに県の支援調整会議を立ち上げることとする。また、女性相談支援センターの職員について、年○回程度の研修機会を確保する。

<記載例 4>

- 令和○年までに管内に○箇所の女性自立支援施設を整備する。

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容

- ※ 法、基本方針及び「2. の現状・課題」を踏まえた困難な問題を抱える女性への支援の内容を記載
- ※ 例えば、以下の項目毎に具体的な支援内容を検討することが考えられる。
 - (1) アウトリーチ等による早期の把握
 - ・ 困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談につながるための取り組み（巡回等によるアウトリーチ、SNS等の活用など）を記載
 - (2) 居場所の提供
 - ・ 行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性がいることに配慮した居場所の提供等に関する取り組みを記載
 - (3) 相談支援
 - ・ 本人の立場に寄り添った相談支援や、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に配慮した相談支援等の取り組みを記載
 - (4) 一時保護
 - ・ 円滑に一時保護委託を行うための取り組み、支援対象者の状態像に応じた一時保護者や委託先の確保、未成年者の一時保護における児童相談所等との連携等に関する取り組みを記載
 - (5) 被害回復支援
 - ・ 医療機関等の専門機関にも相談・連携や、心理療法担当職員や個別対応職員等の配置等を記載
 - (6) 生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）
 - ・ 一時保護等の後の中長期的な支援や、社会資源の増加等に関する取り組みを記載
 - (7) 同伴児童等への支援
 - ・ 医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携や、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合における社会的養育等の適切な支援への繋ぎ等に関する取り組みを記載
 - (8) 自立支援
 - ・ 特に、性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復を念頭にした心理的支援に関する取り組みや、生活支援、日中活動による社会的自立・経済的自立、住まいの確保等に関する取り組みを記載

(9) アフターケア

- ・ 女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等によるアフターケアに関する取り組みを記載

< 記載例 1 >

- 民間団体〇〇の強みであるソーシャルネットワーキングサービス等を活用した相談支援や巡回・訪問等のアウトリーチ支援により困難な問題を抱える女性の早期発見に努めるとともに、必要に応じてスムーズに行政における支援につなげる。

< 記載例 2 >

- DV 被害者など秘匿性を担保する必要がある女性、通学・通勤等の社会生活を確保することが優先される女性等、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託先の確保に努める。一時保護委託先として、〇〇施設、〇〇施設等を検討する。

< 記載例 3 >

- 女性自立支援施設〇〇及び〇〇において、退所者後 2 年以内の者に対し、退所後 6 月までの間は 2 週間に 1 回、退所後 6 月以降は 1 か月に 1 回訪問又は電話等によりアフターケアを実施する。

< 記載例 4 >

- 女性相談支援センター〇〇に、〇〇職の職員を配置し、心理的ケアの充実に努める。

2. 支援の体制

※ 「1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容」に記載した支援を行うために必要な体制等を記載

※ 例えば、以下の項目毎に具体的な支援内容を検討することが考えられる。

- (1) 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
 - ・ 設備や職員配置等の体制や三機関の連携体制（特に、一時保護を経ない女性自立支援施設の入所など）を記載

(2) 民間団体との連携体制

- ・ 民間団体との協働に関する取り組みや、支援調整会議を活用した相互連携等について記載

(3) 関係機関との連携体制

- ・ 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など他分野との連携に関する取り組みや、同伴児童に対する児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との連携に関する取り組みを記載

(4) 支援調整会議

- ・ 支援調整会議の参画機関や、会議の内容、個人情報取り扱い等について記載

(5) 教育・啓発

- ・ 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知や、教育関係者等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発に関する取り組みを記載

(6) 人材育成・研修

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修や、人材確保等に関する取り組みを記載

(7) 調査研究等の推進

- ・ 支援内容等に関する実態調査や公表、実施する調査研究等について記載

< 記載例 1 >

- 女性相談支援センター○○、△△児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、●●警察、●●病院、教育委員会、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター○○・・・で構成される支援調整会議を設置し、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備する、

< 記載例 2 >

- 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があるため、児童相談所と適切に連携する体制を確保する。具体的には・・・

<記載例 3>

- 女性自立支援施設のほか若年女性の受け皿として●●自立援助ホームや●●自立援助ホームの活用も念頭に連携体制を構築するほか、女性自立支援施設の退所後も●●障害者グループホームや、●●グループホームと連携し継続した支援を行う。

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

1. その他の支援施策

※ その他、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項として第2章の「1. 困難な問題を抱える女性への支援の内容」及び「2. 支援の体制」に記載されていない施策であって今後実施する予定のものについて記載

2. 基本計画の見直し

<記載例>

基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を〇〇において行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行うこととする。

この評価は、「第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項」に掲げた困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取すること等により実施し、本評価により得られた結果は公表する。